

久留米市民流水プール

受付・監視等管理業務委託の募集要項

平成31年2月

公益財団法人

久留米市都市公園管理センター

目 次

I 受託者が代行する事業

1 対象施設	．．．．． 1
2 施設概要	．．．．． 1
3 委託期間	．．．．． 1
4 管理運営の基本方針	．．．．． 1
5 受託者が行う業務	．．．．． 2
6 受託者の管理基準	．．．．． 2

II 受託者の募集・選定

1 応募の資格等	．．．．． 2
2 契約の取り消し及び業務停止に関する事項	．．．．． 3
3 公募の日程と手続	．．．．． 3
4 選定について	．．．．． 6

はじめに

公益財団法人久留米市都市公園管理センター（以下「財団」という。）は久留米市民流水プールを運営するあたり、多様化する市民ニーズを的確に把握し、安全・安心・快適な施設を市民に提供し、市民に親しまれる魅力あるプール運営に行うため、受付・監視等業務の受託者を募集します。

I 受託者が代行する事業

1 対象施設

- (1) 名 称 久留米市民流水プール（以下「流水プール」という。）
- (2) 場 所 久留米市東櫛原町１６６７ 中央公園内

2 施設概要

(1) 施設内容

- ① 流水プール(面積 717.7㎡)
 - ・周 長 136.8m ・幅 員 5.0m ・水 深 1.0m
- ② ウォータースライダー
 - ・ボディスライダー（延長 83.2m×1箇所）
 - ・チューブスライダー(延長 103.2m×1箇所)
- ③ 着水プール(面積 60.5㎡)
 - ・水 深 0.9m
- ④ こども・幼児プール(面積 475.2㎡)
 - ・水 深 0.15～0.45m ・滑り台 延長 4.3m×3箇所
- ⑤ 管理棟(延べ床面積 395.2㎡)
 - ・事務所、更衣室、シャワー室、ロッカー、救護室、便所
- ⑥ 屋外トイレ(延べ床面積 50.40㎡)

3 委託期間

委託期間は5年間とする。

平成31年6月1日から平成31年9月30日まで
平成32年6月1日から平成32年9月30日まで
平成33年6月1日から平成33年9月30日まで
平成34年6月1日から平成34年9月30日まで
平成35年6月1日から平成35年9月30日まで

4 管理運営の基本方針

- (1) 公の施設としての役割を十分に認識し、安全・安心な施設を誰もが利用しやすい環境づくりに努める。

- (2) 体育施設の設置目的である市民のスポーツの振興と体力づくりの推進が図れるよう努める。
- (3) 多様化する市民ニーズに応えられるよう創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービス向上を図る。
- (4) 効率的な管理・運営により、公の施設としての意義を損なわない範囲で経費の節減に努める。

5 受託者が行う業務

- (1) 受付に関する業務
- (2) 施設、設備の安全管理に関する業務
- (3) 監視に関する業務
- (4) 清掃（施設内・敷地内）に関する業務
- (5) 警備に関する業務
- (6) 応急措置に関する業務
- (7) その他の業務
 - ア 事業計画書の作成
 - イ 事業報告書の作成
 - ウ 遺失物・拾得金の管理
 - エ 施設見学・視察の対応
 - オ 事故の対応、報告
 - カ 利用者の苦情等の対応及び報告
 - キ その他財団が定める業務

6 受託者の管理基準

- (1) 営業時間

午前10時00分から午後6時00分とする。
- (2) 休業日

原則、営業期間中の休業はなし（地震、台風等の自然災害により財団が営業を困難と判断したときを除く。）
- (3) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の適正管理に関して久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）11条の規定により適正に維持管理を行うこと。
- (4) 環境への配慮

業務等の実施にあたっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量などの環境への負荷の低減に努めること。

II 受託者の募集・選定

1 応募の資格等

- (1) 応募資格
 - ① 久留米市内に事務所または事業所を有する、法人又はその他の団体（以下「法人等」と

いう。)であること。なお、個人での応募はできない。

- ② 警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当する、警備業の認定を有していること。
- ③ プール管理運営実績があること。

(2) 欠格事項

次の各項に該当する法人等は、応募することはできない。また、応募後に該当することが判明した場合は失格とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(第167条の11の規定により準用される場合を含む。)により、久留米市の一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている法人等
- ② 地方自治法第244条の2第11項の規定により久留米市または他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- ③ 租税公課を滞納しているもの
- ④ 宗教活動または政治活動を主たる目的としているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有するもの

(3) 共同事業体による応募

- ① 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。
- ② 単独で応募した団体は、同時に共同事業体による応募の構成員(構成団体)となることはできない。
- ③ 共同事業体による応募において、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- ④ 申請後は代表団体及び構成団体の変更は認めない。
- ⑤ 代表団体及び構成団体のいずれか一団体でも上記の欠格事項に該当する場合は、応募できない。

2 契約の取り消し及び業務停止に関する事項

財団は、次の各号のいずれかに該当することにより、管理を継続することができないと認めるときは、受託者との契約を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることがある。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 財団に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 本契約に定める内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 自らの責めに帰すべき事由により本委託契約の解除の申出があったとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有することが判明し、受託者による管理業務を行うことが適当でないと認められるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、プールの受託者として本業務を継続することが適当でないと認められるとき。

3 公募の日程と手続

(1) 日 程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① 財団ホームページへの掲載 | 平成31年 2月 1日 (金) |
| ② 募集要項等資料配布期間 | 2月 1日 (金) ～ 2月15日 (金) |
| ③ 質問書提出期限 | 2月 8日 (金) ～ 2月15日 (金) |
| ④ 応募の受付期間 | 2月 1日 (金) ～ 2月21日 (木) |
| ⑤ 1次審査 (書類審査) | 3月 4日 (月) |
| ⑥ 2次審査 (プレゼンテーション) | 3月 7日 (木) |
| ⑦ 業者内定日 | 3月26日 (火) |

(2) 仕様書等の配布

① 配布期間

平成31年2月 1日 (金) から平成31年2月15日 (金) まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとする)

② 配布場所

P 6. 「問い合わせ先」 参照

(3) 募集に関する質問書の受付及び回答

- | | |
|--------|---|
| ① 提出期限 | 平成31年2月8日 (金) ～ 2月15日 (金) 午後5時15分まで |
| ② 提出書式 | 質問書様式 (任意の様式) |
| ③ 提出場所 | P 6. 「問い合わせ先」 参照 |
| ④ 提出方法 | F A Xにより行うこと。口頭による質疑は受け付けない。 |
| ⑤ 回答方法 | 応募の受付を行なった法人等に、質問の内容およびその回答を、F A X
により、平成31年2月18日 (月) 午後5時15分までに回答する |

(4) 応募書類

① 業務受託申請書 [様式1]

② 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

③ 団体の経営状況を説明する書類

- ・財産目録及び決算書 (直近1年間)
- ・貸借対照表及び損益計算書またはこれらに類するもの (直近3年間)

④ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

⑤ 課税されている団体にあっては、次に掲げる証明書

・納税証明書

(法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、市県民税、固定資産税及び
軽自動車税について滞納がないことを証明する書類)

⑥ その他の書類

- ・申請に関する誓約書 [様式2]
- ・団体の概要 [様式3]

※事業パンフレット等を添付すること。また、団体の組織、沿革および様式に記載し
きれない事項等は任意の書類を添付すること。

- ・役員名簿 (氏名、読み仮名、生年月日及び性別が記載されたもの)

- ・ 共同事業体にあつては構成団体一覧〔様式 4〕
- ・ 共同事業体にあつては当該事業体の結成協定書またはこれに類するもの
- ・ 平成 31 年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ・ 流水プールまたは類似施設の管理業務実績（直近 3 年間）〔様式 5〕
- ・ 事業計画書〔任意の様式〕
- ・ 本業務委託の見積書〔様式 6〕

（5）応募書類の受付

① 提出方法

P 6 の「問い合わせ先」に記載する場所へ持参すること。郵送または電子メール等による提出は受付けない。

② 受付期間

平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 8 時 30 分 から

平成 31 年 2 月 21 日（木）午後 5 時 15 分 まで

③ 提出に関する留意事項

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 必要に応じて追加資料を求めることがある。

（6）応募に関する留意事項

① 接触の禁止

選定委員会委員に対して、本件提案についての接触を禁止する。違反があった場合は、失格とする。

② 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更・追加することはできない。

③ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

④ 応募書類・提供書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しない。又、財団が提供する資料等は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、財団の了承を得ることなく第三者に資料等を使用させたり、又は提示したりすることを禁ずる。さらに、財団の公式ホームページを除き、財団から応募に係る資料の提供はしない。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

⑥ 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

⑦ 著作権の帰属等

財団が提供する資料等の著作権は財団または作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、財団は受託者の選定の公表等必要な場合は、応募書類を無償で利用できるものとする。

⑧ 暴力団の排除に関する事項

財団は、暴力団の排除のため、受託者及び管理運営業務に応募したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがある。

4 選定について

(1) 選定方法

- ① 募集要項に基づき、応募資格を審査する（第一次審査）。資格のある応募者の事業計画書等を「久留米市民流水プール受付・監視等業務委託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）へ提出する。
- ② 選定委員会は、事業計画書及びプレゼンテーションによる事業内容の聴き取りをもとにして評価項目ごとに評価し、総合点により候補者を選定する。（第二次審査）
- ③ 候補者の決定の結果については、すべての応募者に通知する。
- ④ 財団は見積額・細目について受託者と協議し、委託料等に関する委託契約を締結する。

(2) 選定基準及び評価項目

- ① 事業計画書の内容が、市民の平等な使用を確保することができるものであるか。
 - ・施設の設置目的及び財団が示した管理基準を理解しているか。
 - ・特定の団体を優遇するなどの事業等の内容に偏りはないか。
 - ・情報公開・個人情報保護にかかる措置が適切か。
- ② 事業計画の内容が、当施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。
 - ・施設の維持管理、安全管理（緊急時対応含む）は適切か。
 - ・利用拡大の取組内容は適切か。
 - ・利用者へのサービス向上策、要望に対する実現策は適切か。
 - ・地域・利用団体等の連携は図られているか。
- ③ 事業計画書の内容が、管理にかかる経費の縮減が図られるものであるか。また、見積金額は適正か。
 - ・経費節減のための方策は適切か。
 - ・見積金額は適正か。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。
 - ・団体等の財務状況は健全か。
 - ・職員体制及び職員の指導育成、研修体制は適切か。
 - ・類似施設を良好に運営した実績はあるか。

問い合わせ先

公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 総務課 尾谷（オタニ）

〒830-0027 久留米市長門石1丁目15番15号

TEL 0942-34-1664 FAX 0942-36-1046